

「新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の 利用基準」の変更について

現在、市ホームページに公開している『「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づく施設利用基準』を下記のとおり変更し、新たに「新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準」として、公表する。

【1 共通利用基準】

文化施設・生涯学習施設・体育施設・コミュニティセンター等について、新型コロナウイルス感染防止のための具体的な利用基準を示すこととする。

施設利用者は、以下の全ての基準を遵守するものとする。

① 体調確認	発熱、だるさ、息苦しさ、咳などの症状がある場合、体調不良の場合は、利用を控えること。利用前にできる限り検温を行うこと。 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の体調を確認すること。
② マスク	原則としてマスクを着用し、咳エチケット（咳をするときは口をふさぐ等）を守ること。
③ 手洗い・消毒	入退館時に、手洗い・手指消毒を徹底すること。利用中もこまめに手洗い・手指消毒を行うこと。
④ 対人距離	大声を伴う可能性のある活動については、隣席との身体的距離（できるかぎり2メートル以上）を確保すること。 その他の活動についても、できる限り身体的距離を確保すること。
⑤ 利用者情報の記録・保管	利用者の氏名・連絡先を個票に記入し、提出すること。 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の氏名・連絡先を把握し、利用者名簿を1カ月間は保管すること。 （補足）利用者に感染が確認された場合に、保健所等の公的機関へ利用者情報を提供するため（他の用途に使用されることはない）。

⑥ 飲食	<p>飲食可能な施設において、隣席との身体的距離が確保され、十分な換気等が行われている場合は飲食可とする。</p> <p>飲食時以外はマスク着用とする。会話が想定される場合は飲食禁止とする。</p> <p>（注意）各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。</p>
⑦ 海外渡航歴確認	<p>過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合は、利用を控えること。</p> <p>団体利用の場合は、代表者が利用者全員の渡航歴を確認すること。</p>
⑧ 利用者数	<p>「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする。</p> <p>【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内</p> <p>【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほう</p> <p>（注意）各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。</p>
⑨ 換気	<p>こまめに部屋の換気を行うこと（1時間ごとに5～10分程度を目安として、2カ所以上の窓・扉を開放すること）。</p>

（注意1）上記基準の対象者は、主に貸出施設の利用者を想定している。

図書館等の不特定多数の来館者が見込まれる施設（申込不要の自由来館型の施設）では、「⑧利用者数」及び「⑨換気」に関しては、原則として施設管理者が施設ごとの管理上の特性を踏まえて対応し、「⑤利用者情報の記録・保管」に関しては原則として実施せず、施設入退館時の消毒等により感染防止を徹底するものとする。

（注意2）上記基準以外の細目は、施設の状態・特性等に応じて、施設管理者が別に定める。

【2 適用期間】

令和3年3月22日から当面の間